

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領
（学校を核とした地域力強化プラン）

平成 27 年 3 月 31 日

一部変更：令和 7 年 1 月 28 日

総合教育政策局長・初等中等教育局長決定

（通則）

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第25条の規定に基づき、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1．事業の目的

少子高齢化や人口減少の進展、地域のつながりの希薄化等により地域の教育力が衰退している中、「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめ・不登校の増加、「学校における働き方改革」など、子供を取り巻く課題は複雑化・困難化している。

こうした課題を解決していくためには、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働し、地域全体で子供たちの教育環境を向上させていく必要がある。

本事業は、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築し、幅広い地域の方々の参画による、多様な教育活動を有機的に組み合わせて総合的に支援することにより、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会を実現するとともに、学校を核とした地域の活性化を目指すものである。

2．事業の内容

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）は、次の（１）～（４）による事業とする。

（１）学校を核とした地域力強化プラン（都道府県対象）

都道府県が主体となって、以下の取組のうち１つ、又は複数を有機的に組み合わせて、事業を実施する。

- ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組
(内容については、別紙１のとおり)
- ② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組
(内容については、別紙２のとおり)
- ③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組
(内容については、別紙３のとおり)
- ④ 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組
(内容については、別紙４のとおり)
- ⑤ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組
(内容については、別紙５のとおり)
- ⑥ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組
(内容については、別紙６のとおり)

（２）学校を核とした地域力強化プラン（指定都市・中核市対象）

指定都市・中核市が主体となって、以下の取組のうち１つ、又は複数を有機的に組み合わせて、事業を実施する。

- ① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組
(内容については、別紙１のとおり)
- ② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組
(内容については、別紙２のとおり)
- ③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組
(内容については、別紙３のとおり)
- ④ 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組
(内容については、別紙４のとおり)
- ⑤ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組
(内容については、別紙５のとおり)
- ⑥ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組
(内容については、別紙６のとおり)

(3) 学校を核とした地域力強化プラン（市町村対象（指定都市・中核市を除く。））
市町村（指定都市・中核市を除く。）が主体となって、以下の取組のうちの 1 つ、又は複数を有機的に組み合わせて、事業を実施する。

① 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組

（内容については、別紙 3 のとおり）

② 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組

（内容については、別紙 4 のとおり）

③ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組

（内容については、別紙 5 のとおり）

④ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組

（内容については、別紙 6 のとおり）

(4) 学校を核とした地域力強化プラン（都道府県、指定都市、中核市、市町村、民間団体対象）

都道府県、指定都市、中核市、市町村（指定都市・中核市を除く。）及び民間団体が主体となって、大規模災害発生時における被災地の子供に対して、学習・体験活動の機会を提供する取組を実施する。

① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組のうち、被災地の子供への学習・体験活動の提供支援

（内容については、別紙 1 及び別に定める公募要領のとおり）

3. 留意事項

上記の各取組を有機的に組み合わせた事業については優先的に予算措置を行う。

地域と学校の連携・協働体制構築事業

1. 事業の目的

「社会に開かれた教育課程」を実現し、いじめ・不登校への対応や「学校における働き方改革」を推進するためには、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの教育環境を向上させる必要がある。

本事業は、地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校である「コミュニティ・スクール」の導入や充実に向けた取組と、幅広い地域の方々の参画により、子供たちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動である「地域学校協働活動」を一体的に支援することにより、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指すものである。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（指定都市・中核市を除き、特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

なお、本事業を実施するに当たり、各実施主体は以下（１）及び（２）を満たすことを要件とする。

（１）都道府県等（間接補助事業として行う場合は市町村。次号において同じ。）において、以下の①、②又は③のいずれかにより地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

① 所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

② 所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること。

③ 事業を実施する当該年度（以下「事業実施年度」という。）に導入計画を策定すること。ただし、事業実施年度に初めて本事業を実施する都道府県等又はやむを得ない理由により事業実施年度の前年度に導入計画を策定できなかった都道府県等に限る。

（２）地域学校協働活動推進員等を配置すること

都道府県等は、３－（３）に示す活動を実施する場合には、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う者（以下「地域学校協働活動推進員等」という。）を配置すること。

なお、地域学校協働活動推進員等の配置に当たっては、次の①、②に留意すること。

① 地域学校協働活動推進員等は、地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

② 地域学校協働活動推進員の配置に当たっては、社会教育法第9条の7の規定を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を選任すること。

3. 事業の内容

（１）地域と学校の連携・協働体制の構築等

① 推進・運営委員会の設置

ア 都道府県等並びに市町村は、その所管する学校におけるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の総合的な在り方や運営方法の検討を行う推進・運営委員会を設置する。なお、推進・運営委員会は、地域の実情に応じ、これに代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 推進・運営委員会では、コミュニティ・スクールの導入・充実に向けた方針及び地域学校協働活動の実施方針の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策の検討、研修の企画を含む事業計画や、安全管理方策、広報活動方策の策定並びに事業の検証・評価等を行う。

ウ 推進・運営委員の選定に当たっては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する趣旨に鑑み、地域の実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、

学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得るよう努めることとする。

- エ 都道府県は、推進・運営委員会において、指定都市を除く域内の市町村におけるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の総合的な在り方についても検討することができる。

② 研修の実施

ア 都道府県等並びに市町村は、その所管する学校における学校運営協議会関係者並びに自らが配置する地域学校協働活動推進員等及び3-（2）-①により配置する統括的な地域学校協働活動推進員等などに対して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の現状や推進方策、子供を取り巻く現代的課題に対する対応方策、福祉団体及び経済団体等多様な関係団体との連携方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、学習・体験活動等の企画・実施方策、関係者間の情報共有並びにコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する上で参考となる先進地視察等、コミュニティ・スクールの導入・充実及びコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に資する研修を実施するよう努めることとする。

イ 都道府県等並びに市町村は、自らが実施する地域学校協働活動のために3-（2）-②～⑤により配置する協働活動リーダーや協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター及び学習支援員等に対して、児童生徒等との接し方、安全管理方策及び関係者間の情報共有等の地域学校協働活動の円滑な実施を図るための研修を行うよう努めることとする。

ウ 都道府県は、域内の市町村教育委員会及び域内の市町村が所管する学校における学校運営協議会関係者等並びに域内の市町村が配置する協働活動リーダー等に対しても上記ア、イに係る研修をそれぞれ実施することができる。

③ CS アドバイザーの配置

ア 都道府県並びに指定都市は、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、豊かな知識や実践経験を有し、伴走支援体制の構築やコミュニティ・スクールの導入・充実に向けて、所管する学校や域内の市町村教育委員会及び域内の市町村教育委員会が所管する学校に対して助言・支援を行う者（以下「CS アドバイザー」という。）の配置に努めることとする。

イ 都道府県並びに指定都市は、CS アドバイザーが上記②に規定する研修内容等に関わる最新の情報等を得るための機会を設けるなど CS アドバイザーの資質向上を図るよう努めることとする。

（2）必要な人員の配置

都道府県等並びに市町村は、取組の内容に応じて以下の①～⑤から必要な人員を配置し、3-（3）に示す地域学校協働活動を実施する。

- ① 2-（2）の地域学校協働活動推進員等のうち、各員間の連絡調整や、助言・指導、人材発掘・確保等の統括的な役割を担う者（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）
- ② 地域学校協働活動を中心となって実施する者（以下「協働活動リーダー」という。）
- ③ 地域学校協働活動の実施のサポートや児童生徒等の安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童生徒等の活動をサポートする者（以下「特別支援・共生社会サポーター」という。）
- ⑤ 特別な知識や経験等を活用し、協働活動リーダーでは行うことの出来ない学習支援を実施できる者（以下「学習支援員」という。）

（3）地域学校協働活動の実施等

① 「地域学校協働本部」の整備

都道府県等並びに市町村は、事業の実施に当たり、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域学校協働活動推進員等によるコーディネートの下、地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動を、継続的・安定的に実施するための地域と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称を使用することも可能である。

② 地域学校協働活動の実施・運営

都道府県等並びに市町村は、地域学校協働本部等の仕組みの下、多様な地域学校協働活動の安定的・継続的な実施に努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容を有するものとするが、いずれの取組を実施する場合においても、幅広い

地域の方々の十分な参画を得た上で、教員の業務負担軽減や放課後児童対策等の課題解決に資する取組とすること。

ア 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）及び「「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和5年9月8日付け5文科初第1090号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和6年9月30日付け文科初第1293号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長、スポーツ庁次長及び文化庁次長通知）なども参考とすること。

イ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒等を対象として、地域の人材の協力を得て、主に以下の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

（ア）放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（以下、「放課後子供教室」という。）。なお、放課後子供教室を実施する場合においては、特に以下の点に留意すること。

- i 地域学校協働活動の一環である放課後子供教室は、児童生徒等の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、児童生徒等が学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、地域の方々が児童生徒等の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
- ii 「放課後児童対策パッケージ2025」（令和6年12月）に基づき、放課後児童対策の一層の強化を図る観点から、放課後児童クラブが存在していない地域等の放課後子供教室を除き、「校内交流型」を中心として、放課後児童クラブと連携して事業を実施するよう努めること。
- iii 対象となる児童生徒等の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童生徒等に限定したり、国公私立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの児童生徒等が参加できるよう配慮すること。
- iv 「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。

（イ）児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（「地域未来塾」をはじめとした学習支援）

ウ その他の地域学校協働活動

上記ア、イのほか、幅広い地域住民の参画を得て、地域と学校が連携・協働して行う多様な活動

4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6. 費用

（1）国は、上記2～3の要件を満たす次の事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。

① 都道府県等が実施する事業

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 本事業の事業費を積算する際(事業の一部を委託して実施する場合も含む。)の補助対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金(間接補助)とし、各地方公共団体の実情に応じて必要な事業費を計上することとする。ただし、以下の点について留意すること。

① 諸謝金について

統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、協働活動リーダー、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員、CSアドバイザー等の謝金単価は別表の金額を上限とする。

なお、各人員の配置については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

② 旅費について

旅費の取扱については、別表のとおりとする。

③ 消耗品費について

受益者負担の観点から、個人に給する経費は対象外とする。

④ 備品費について

ア 備品費については、3-(3)-②-イ-（ア）を実施する際に、以下の条件を満たす場合にのみ計上することができる。

(ア) 開設初年度の放課後子供教室に必要な設備を整備する場合(既存施設の改修を伴わないものに限る。)

(イ) (ア)のうち、放課後児童クラブとの「連携型」で実施する場合

(ウ) 既に実施されている放課後子供教室が新たに放課後児童クラブとの「連携型」で実施する初年度の場合

イ 備品とは、1個あたりの金額が3万円以上のものとする。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合にはこの限りではない。

ウ 備品費を計上する際の放課後子供教室1か所あたりの上限額については、ア(ア)の場合は210,000円、ア(イ)の場合は450,000円(ただし、「校内交流型」の場合は500,000円)、ア(ウ)の場合は210,000円(ただし、「校内交流型」の場合は250,000円)とする。

⑤ 保険料について

受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する児童生徒等や保護者にかかる経費は対象外とする。

⑥ その他

ア 補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の固有の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

イ 飲食物費(当該地方公共団体が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は対象外とする。

ウ 3-(3)-②-イ-（ア）の国庫補助対象の上限となる実施日数・時間数は、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として年間200日以下、1日あたり4時間以内(特に必要な場合にはこの限りではない。)として積算すること。

7. その他留意事項

① 本事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会(学校教育部局及び社会教育部局)が連携を図りながら実施するよう努めることとする。

② 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、幅広い地域住民の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。

③ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な事業運営がなされるよう、選定団体等への指導を徹底すること。

④ 都道府県等並びに市町村においては、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、国に報告すること。

なお、都道府県等並びに市町村においては、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて自治体ごとに公表すること。

⑤ 都道府県等並びに市町村においては、事業実施後に④で設定した目標の達成度等

について検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて国に報告すること。

なお、都道府県等並びに市町村においては、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて自治体ごとに公表すること。

- ⑥ 上記④⑤に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、交付要綱第17条の規定を適用するものとする。
- ⑦ 都道府県等並びに市町村においては、上記④⑤に定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。
- ⑧ 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱別記1で定める「学校を核とした地域力強化プラン（都道府県、指定都市、中核市、市町村、民間団体対象）」の「地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組のうち、被災地の子供への学習・体験活動の提供支援」については、2、3、6及び7－④から7－⑦は適用せず、別に定める公募要領による。また、「都道府県等」とあるのは、「都道府県、指定都市、中核市、市町村、又は民間団体」と読み替えるものとする。

(別表) 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」 謝金・旅費確認表

		地域 域 学 校 的 連 携 協 働 等 の 活 動 ！	地 域 学 校 推 進 協 働 員 等 の 活 動 ！	学 習 支 援 員	協 働 活 動 リ ミ タ ！	協 働 活 動 サ ポ ー タ ！	特 別 支 援 サ ・ ポ ・ 共 生 社 ・ 会	C S ア ド バ イ ザ ！	左 記 以 外 の テ ィ ア	講 師 等	参 加 者 （ 子 供 等 ）	参 加 者 （ 保 護 者 ）
謝金	謝金単価上限（円）*2	2,200	1,500	2,200	1,480	地域別最低賃金 相当額	1,480	5,200	－	適切に積算	－	－
	地域学校協働活動(当日準備を含む)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－
	事前準備(前日等)に係るもの	○	○	○	○	×	×	－	－	×(○)*3	－	－
	会議(推進・運営委員会)	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
	研修への参加	×	×	×	×	×	×	×	－	－	－	－
旅費	通常活動*4	○	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	○	×	×
	臨時的活動*6	○	○	○	○	○	○	○	○			
	県内の研修会等への参加	○	○	○	○	○	○	○	×			
	県外の研修会等への参加	×(○)*7*8	×(○)*7	×	×	×	×	×(○)*7*8	×			

*1 「総合的な地域学校協働活動推進員等」及び「地域学校協働活動推進員等」には、統括コーディネーター及び地域コーディネーターも含まれる。

*2 これらの者が担う役割の内容や軽重、実施地域における賃金動向等に照らし、都道府県等が適切と認めた場合はこれを上回る謝金を積算できる。

*3 電話やメール等の手段で事前打ち合わせができない等合理的な理由があり、前日に準備等を行う必要性があれば謝金を支払うことができる。

*4 自宅から通常活動を行っている場所への交通費。

*5 実施市町村外地域及び実施市町村内地域であっても公共交通機関等の使用が必要な場所から支援を行う場合は、補助対象となる。

*6 校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者が本事業の活動を行う上で必要となる交通費。

*7 文部科学省が主催する全国的な会議や研修会等で参加することが本事業に有益であると文部科学省が特に認め、通知等でその旨を知らせた会議・研修等については計上可能。

*8 都道府県・指定都市・中核市に県域を担当する立場として配置する場合は、県外旅費も補助対象となる。